

令和6年度 活動テーマ
お客様に選ばれ続ける
エネルギー、LPガス!

愛媛県

LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>
メールアドレス info@ehime-lpg.or.jp

発行者
(一社)愛媛県LPガス協会
〒790-0003
松山市三番町6丁目7-2
ラベルダムビル4階
電話(089)947-4744
FAX(089)947-8499

第6回理事会

- | | | |
|--|--|---|
| <p>1. 日時
令和6年12月4日(水) 15:00~16:50</p> <p>2. 場所
えひめ共済会館 4階 寿
松山市三番町五丁目13-1</p> <p>3. 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の氏名等
(1) 理事数26名 出席理事18名
(2) 監事数2名 出席監事2名</p> <p>4. あいさつ
妹尾会長より開会挨拶
挨拶の中で、LPガス料金高騰対策支援事業に関して愛媛県からの提示内容と協会から愛媛県への要請内容の説明を行った。</p> <p>5. 部会報告
総務部会 得能祐治部会長
保安部会 亀岡明彦部会長</p> | <p>流通部会 峯本耕典専務
(越智浩部会長欠席のため)</p> <p>需要開発部会 森 和幸部会長
青年部会 越智 元部会長
(オブザーバー出席)</p> <p>資料に基づき部会長より報告があった。</p> <p>6. 協議事項
第1号議案 令和6年度予算執行状況について
資料を基に事務局より説明を行った。
10月末現在の当期経常増減額は、経常収益計42,980,320円、経常費用計31,228,186円の差引引き11,752,134円増加となった。
異議なく承認された。</p> <p>第2号議案 PR広報活動について
資料を基に青年部会長より説明を行った。
PR促進グッズの選定については、取扱価格も含め再検討することとした。</p> | <p>第3号議案 職員に関する規程の見直し等について
資料を基に事務局より説明を行った。
契約職員就業規則の新規策定及び就業規則の全面改訂については、就業規則の適用範囲を明確にすることから、現行規則を分離切り離して、個別規程とすることとした。また、退職金規程については、積立方法を中小企業退職金共済制度へ変更することとした。
異議なく承認された。</p> <p>第4号議案 令和7年度事業方針(案)について
妹尾会長より新たな活動テーマを、『LPガスの価値を高め、伝え、広めよう!』として、重点方針5項目と部会別事業計画についての提案があった。
なお、支部予算については従来どおり(1支部会員あたり10,000円)の考え方で、予算策定することとした。
異議なく承認された。</p> <p>16:50 閉会した。</p> |
|--|--|---|

LPガスの料金透明化・取引適正化について

標記の件について、11月20日(水)に流通ワーキンググループ第10回が開催されました。現在施行されている法令・今後施行される法令について今まで周知されていた内容が整理されており、新たに追加された項目もありますのでお知らせいたします。

罰則等の対象となる規律

- 過大な営業行為の制限
- 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)
- 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

具体的な規則

- 液石法第16条第2項の規定「施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない」における「施行規則で定める基準」として、新たな規律を設ける。=液石法施行規則第16条(販売の方法の基準)の改正
- 以下のような罰則等が適用される。
 - ✓ 報告徴収(法第82条)、立入検査(法第83条)
 - ✓ 勧告(法第17条第1項)、さらに勧告に従わないときは公表(法第17条第2項)
 - ✓ 基準適合命令(法第16条第3項)、さらに命令に違反したときは登録取消し(法第26条第4号)
 - ✓ 30万円以下の罰金(第100条第1の2号)

三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止) 【2025年4月2日施行】

- LPガス事業者による説明責任
 - 消費者に対してLPガス料金を請求するときは、**基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知**しなければならない。(該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する**必要あり**)

- LPガス料金に、設備料金が含まれていない(該当なし、0円)とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。

特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

- 望ましい行為
 - ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約(既存契約)については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、**消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい**(施行規則附則第3条)。

LPガス料金等の情報提供【2024年7月2日施行】

- LPガス事業者による説明責任
 - 消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある
 - ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
 - ② 上記料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
 - ③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること
 - 消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない。

- 問題となりうる行為の例
 - 不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニュー提示すること

過大な営業行為の制限【2024年7月2日施行】

〈無償貸与以外の利益供与について〉

規律対象：賃貸集合住宅のオーナー・戸建て住宅・飲食店等の業務用案件。

「利益の供与」は下記のような名目による金銭的な利益の提供が含まれます。

- ① 設備の無償貸与や安値提供
② フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供
③ 紹介料等の名目による切替え手数料の支払い
④ 回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック
⑤ LPガスボンベ置き場の賃借料
⑥ 広告宣伝費等

● 問題となりうる行為について

- ① LPガス事業者の切替え時に、消費者の代理人となって切替え交渉を行う業務や、消費者による訴訟費用を負担する行為
② 1円給湯器（安値販売）
③ 給湯器等の設置工事費等
④ 賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切り替える条件として、設備の無償貸与、様々な名目により利益供与を行うこと。
⑤ 消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること。
⑥ オーナーや一般消費者等との設備貸与契約やその他契約において、以下の条件を設ける等により、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害すること。
i) 契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること。
ii) 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設けること。
iii) 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間とすること

● 問題となりうる行為の考え方・留意点

- ①～③：消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は規律との関係で問題となりうる。
④～⑥：オーナー等に対する継続的な利益供与は、LPガス事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果を有する。

〈ブローカーや仲介者の行為〉

- 1) LPガス営業を代行・仲介する事業者に対して支払う報酬が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、結果としてLPガス事業者の切替えを阻害する効果を有する。
2) LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者等による営業行為が問題となったときは、その責任はLPガス事業者自身が負うこととなる。

〈オーナー・不動産管理会社への対応について〉

① 利益供与を求められた場合

以下の内容等を説明し、商慣行是正に向けた取組への理解と協力を求めることが重要。

- ▶ 令和6年5月17日付け文書：国土交通省から、不動産関係業界に対し、LPガス事業者に液石法違反に該当する利益供与を求めることは行わないよう通知が発出されていること。
▶ 液石法施行規則第16条第15号の9において、
・ 賃貸物件においては、ガス給湯器などガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本体負担すべきものとの趣旨が盛り込まれていること。
・ 賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備の交換に要した費用は、LPガス料金として請求することは禁止されること。
▶ 資源エネルギー庁の「取引適正化ガイドライン」において、“オーナー等に対する利益供与行為については一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”とされていること。

LPガス事業者においては

当該設備交換に応じることが、過大な営業行為に該当しないと対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるかどうか、2025年4月2日以降に締結される、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備であっても、その交換に要した費用をLPガス料金に上乗せして回収することはできなくなる点について十分考慮した上で、適切に判断することが必要。

② 無償貸与設備の引き継ぎ（オーナーチェンジ・LPガス事業者を切り替える場合）について

過大な営業行為の制限に係る規律との関係

- ✓ 2024年7月2日以降、オーナー等との無償貸与と契約については、名義変更や契約の引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり規律の対象。
✓ 契約切り替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備について、契約切り替え後のLPガス事業者が「残存簿価で買い取るより引き継ぐ」行為について、以下の場合は問題となりうる。
1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合。
2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合。

三部料金制に係る規律との関係（2025年4月2日以降）

- ✓ 設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象。
✓ 施行日以降に締結される、消費者とのLPガス販売契約においては、LPガス料金として設備費用を計上することは原則禁止。
LPガス料金では費用回収ができなくなることも考慮した上で、貸与設備を買い取るかどうかについて判断する必要あり。

● 望ましい行為

- ・ オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益行為については、過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくこと。

〈貸付配管と新たな規律との関係〉

今後の新規契約において、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが大前提。ガイドラインでも「望ましい行為」として位置づけ。

〈ガス配管について（当該設備の貸与契約等）〉

- 1) 消費者との契約確保を目的として過大になされる場合
2) 高額な違約金規定や当該設備の高額な買取り条項等が含まれており、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に制限するような場合は過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。

〈三部料金制に係る規律との関係〉

設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象。

● LPガス事業者による説明責任

- ・ LPガス事業者は、個々の営業行為や契約等の条件について、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要がある。

〈取引適正化ガイドライン等の改正について〉

問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方や、LPガス事業者が留意すべき事項について、今後、判断事例を積み重ねガイドラインを適時適切に見直し、LPガス事業者等から寄せられた質問については、今後必要に応じてQ&Aとして整理するとの事ですので、ガイドライン等が更新・公開されましたら都度ご案内させていただきます。

出典：経済産業省 第10回液化石油ガス流通ワーキンググループ資料3・4

ガイドライン等の改正概要、市場監視・モニタリングに向けた議論

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/010.html

第10回液化石油ガス流通ワーキンググループ資料3・4 ガイドライン等の改正概要、市場監視・モニタリングに向けた議論

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/010.html

をもとに（一社）愛媛県LPガス協会作成

令和7年度「周知文書」の注文受付について（ご案内）

周知は重要な保安業務のひとつであり、確実な実施が求められます。

令和7年度の周知文書の注文を受け付けます。購入を希望される方は、同封の注文書にて

令和7年1月15日(水)まで

にお申し込みください。

なお、原材料費や輸送費の高騰により、**価格は変動する場合がございます**。予定価格（同封注文書参照）でお渡しできるよう交渉してまいります。受注数により変動いたしますので、予めご了承ください。

締切り以降のご注文が大変多いため、過剰在庫を抱えざるを得ない状況が続いております。また、印刷会社での保管については保管料が発生しており、保管在庫については価格の据え置きが難しくなっております。そのため、**締め切り以降のご注文については、価格に保管料を上乗せさせていただきます**。また、ご希望に添えない場合もございますので、**必ず期日までにご注文ください**。

発送は夏ごろを予定しております。

送料はご負担いただきます。

液石法では、供給開始時と燃焼器に応じて、1年に1回以上または2年に1回以上の周知が義務

付けられております。消費先ごとに使用している燃焼器の名称・型式等を把握し、法律で定められた頻度での実施をお願いします。また、周知実施後は必ずその結果を帳簿に記録し、保存してください。

※次の場合は、1年に1回以上行う。

- ①立ち消え安全装置や不完全燃焼防止装置が付いていない瞬間湯沸器等を使用している消費先、
 - ②開放式湯沸器を使用している消費先、
 - ③工業用としてLPガスを使用している消費先
- また、**質量販売の場合は、販売のつど周知を行う必要があります**。

令和6年度需要開発セミナーの開催について（ご報告）

今年度の需要開発セミナーは、令和6年11月18日(月)リジェール松山8階クリスタルホールにて開催いたしました。参加人数は70名でした。お忙しいなか、たくさんの方にご参加いただきまして誠にありがとうございました。セミナーの内容は下記の通りです。

LPガスカーボンニュートラルについて～LPガスカーボンニュートラルの現状と今後の取り組み～

講師
(一社)全国LPガス協会
保安・業務グループ グループマネージャー
宍戸 孝行 氏

第1部 地球温暖化の現状、カーボンニュートラルをめぐる国際的な動きと日本の対応

- 内容：
- ・地球温暖化のメカニズム
 - ・温室効果ガスの現状
 - ・各国のカーボンニュートラルへの取り組み
 - ・日本のグリーン成長戦略
 - ・カーボンニュートラルを踏まえたエネルギー業界の見通し

第2部 LPガス業界におけるカーボンニュートラルの取り組み

- 内容：
- ・カーボンニュートラルLPガスとは

- ・カーボンオフセットの手法
- ・カーボンクレジットの種類・比較
- ・グリーンLPガスへの取り組み

第3部 カーボンニュートラルに向けたトランジション（移行）期間におけるLPガス業界の取り組み

- 内容：
- ・今後のロードマップ
 - ・高効率機器等普及促進に向けたWG（ワーキンググループ）
 - ・移行期間におけるLPガス販売事業者の脱炭素の取り組み
 - ・省エネ基準適合義務化及びZEH基準への対応
 - ・省エネ地域区分
 - ・設計熱源一次エネルギー消費量比較
 - ・住宅分野における省エネ策
 - ・エコジョーズの普及・拡大について
 - ・エネファームの普及・拡大について
 - ・エネファームメーカーの販売実績
 - ・配送アライアンスによる交錯配送の是正
 - ・集中監視普及、AIによる配送予測の高度化に

- による配送の合理化
- ・高効率給湯機器促進の補助金説明

上記の3部構成の内容で、最後にLPガス販売事業者の脱炭素への取り組みとして、省エネ機器（エコジョーズ・エネファーム）を引き続き、補助金を活用しながら販売を促進していただきたい。配送アライアンスによる交錯配送の是正による「LPガスの共同充てん」、LPWA等新たな通信サービスの普及による集中監視を利用し、さらに今後、AIを利用した最適な配送ルート構築による、配送の合理化に取り組んでCO₂排出量の減少に繋がっていただきたい、とのお願いをされました。



LPガス業界におけるBCPについて～能登半島地震をはじめとする災害について考える～ ～LPガスは災害に強いがLPガス事業者ははたして災害に強いのか？～

講師
特定非営利活動法人LPガス災害対応コンソーシアム
理事長（株）田島 代表取締役社長
田島 裕之 氏
富士瓦斯(株)
経営管理本部経営管理部社長室長
有田 裕一 氏

事業継続計画（BCP）とは何か？

現在行っている事業が一時的に休止またはそれに近い状態に陥った場合に、その事業が回復不能な致命的なダメージを負うことのないよう、できる限り業務を早期に再開・復旧し、その事業を存続させること。

BCPのサイクル

BCM（事業継続マネジメント）

基本方針策定（目的の確認）⇒重要事業決定（リ

スク分析、優先事業の決定、復旧時間の設定）

⇒BCP策定（BCP策定、マニュアル作成）

⇒演習訓練⇒見直し改善⇒周知

- ・自社の優先顧客リストを作成。
- ・地震発生後、水害・土砂災害発生時、新たな感染症の感染拡大による社会状況の変化などへのLPガス販売事業者の対応イメージ図（タイムライン活動）の作成。
- 災害は発生から復旧まで一連の順番がある。
予報⇒警報⇒災害⇒被害⇒復旧
LPガスの復旧は、インフラの復旧に影響を受ける。

合同演習の紹介

演習の課題を作るのが大変。課題を作る人が宝。

災害支援の紹介

- 2018年8月 西日本豪雨災害支援
- 2024年1月 能登半島地震支援

経験と学び

- ・被害状況の多様性：
地震、風水害、感染症など、災害の種類や発生時期によって被害状況は異なる。
- ・支援活動での課題：
現地到着後に必要な支援内容が明確になること

が多い。
様々なケースを想定し、物資を多めに準備する必要性。
・移動手段の重要性：
物資や工具を持ち込むため、車両での移動が不可欠。
土砂崩れや交通規制などの影響に備える必要がある。

まとめとして、LPガスは災害に強いが、LPガス事業者は災害に強いのか？BCPは作成しただけでは役に立たない。BCMを繰り返す事が大事で、演習で会得した経験が、自社BCPの概容とタイムラインに沿った活動に繋がる。

ガスマンとして、災害があった時の社会・自社の状況をふまえ、何が出来るかの気概・矜持の涵養になる、で講演を終わられました。



大洲支部 ガス展示会開催



展示会場内風景

1. 実施日時

令和6年11月16日(土)9:30~17日(日)16:00

2. 実施場所

オズメッセ21内オズグリーン
大洲市東大洲1596番地

3. 主催者

大洲支部

4. 協力企業

パロマ、リンナイ、ノーリツ、南予プロパン(株)、
エネロ(株)、JAえひめエネルギー(株)

5. 参加者

支部会員、協力企業職員 他

6. 内容

【展示物】

- Siセンサーコンロ(ビルトイン) : 10台
- Siセンサーコンロ(テーブル) : 8台
- エコジョーズ : 3台
- 衣類乾燥機 : 1台
- レンジフード : 6台
- その他(炊飯器・湯沸器) : 7台

【催物】

- 炊出し(かに飯)
- その他(アンケート記入で粗品贈呈)

【展示会の状況】

多くの方にLPガス・ガス器具の良さ、利便性を伝えるため、集客力のあるオズメッセ内に会場を設営しておりましたが、開催日の土日設定とLPG検針時と新聞折込によるチラシ配布、日頃の声掛け等により多くの方に来て頂くことが出来ました。



ガス器具説明

アンケート記入していただいた方には粗品を渡し、会場内をゆっくり見ていただきました。展示物は最新のガス器具、協会借用安全機器パネルで電化対策と保安啓蒙に役立てることが出来ました。会場内ではシロッコファン、衣類乾燥機等のコーナーで立止まる方が多く、各メーカー、スタッフの説明を熱心に聞いておられました。

アンケートの中身を見ますと、現在使用している湯回りの比率は電気・ガス・灯油の順で、25%、56%、19%となっており、灯油の比率が下がりオール電化が年々浸透してきているのがうかがわれます。又、オール電化を選ぶ理由は、「電気代が安い」、「安全」、「燃料代を1つにまとめたい」という回答が見受けられました。来場者数については、各地区でイベント等が開催されており、その影響も

あって、予想来場者を下回りました。アンケートから拾った数は421名ですが、実際には600名以上見込まれます。この展示会も今年で19回目になります。コロナ感染症の影響で、昨年から再開しましたが、展示会の開催を待ってられるお客様も多く、来年も、消費者とLPガス業界の将来のために、実のある展示会が開催できることを願ってやみません。

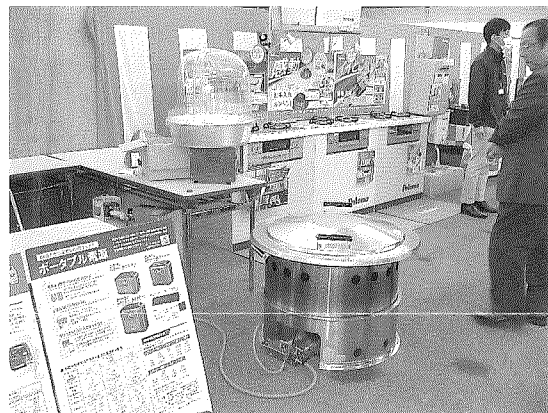
7. 来場者数

248組 421名(アンケート記入に基づく)

8. その他

大洲特産の「川がに」を使った「かに飯」を炊きました。5升炊きの炊飯器を使用して3升の「かに飯」を作りましたが、途中で早切れしたり、焦げかけたりしましたが、日本酒をかけたり、炊飯器の機嫌をとりながら具合よく出来ました。今回の展示会を通して、日本の食文化を守るために、美味しいご飯を炊くための技術は後世に伝えていかなければならないと思いました。また、「川がに」を身近に感じていただくために、「川がに」の剥製と「かに飯」のレシピを展示して、多くの方に見ていただきました。

(愛媛たいき農業協同組合 井本 英人氏)



災害用煮炊き釜、ポータブル電源

年末ご挨拶

今年は新年早々、能登半島沖を震源とする最大震度7の巨大地震が発生しました。度重なる余震や日本海側を襲った津波により、家屋の倒壊や火災、土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

また、本県近隣においても4月17日豊後水道を震源とする地震に続き、8月8日には日向灘で最大震度6弱の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が初めて発令されるなど、改めて災害対応について考えさせられた1年であったかと思えます。

一方、本県における経済社会面では、インバウンド需要の回復などで活気を取り戻した反面、世界的な物価高騰、厳しさを増すエネルギー危機、脱炭素、少子化・人口減少など、県内外において先送りできない多くの課題に直面しています。

そのようななか、私どもガス業界においては、永年の懸案事項でありまし

た商慣行是正・取引適正化について、液化石油ガス法省令3つが改正され、販売店各社それぞれ解釈や対応に追われて来たことだと思います。

更に今後は、三部料金制の施行により客観的な根拠による説明が要求されることとなります。

消費者の声に耳を傾け、しっかりと受け止め、我々が出来ることをやりきる。

「5歩先を語り3歩後を見る」お客様満足度を高める思いにゴールは無いわけで地道だが最も大事なことだと思っています。

業界本来の努めでありますお客様への貢献と信頼を深めていただき、未来に希望が持てるLPガスの持続的な発展にまい進されますことを祈願しまして挨拶とします。

今後共、会員皆さまのご協力ご理解をお願い申し上げます。

年末、年始につきましては、下記の日程で対応させていただきます。

- ・ 仕事納め 令和6年12月27日(金)
- ・ 仕事始め 令和7年1月6日(月)
- ・ 緊急連絡電話 089-947-4744(転送)

四国ガス(株)との転換情報

(2024年11月転換処理分)

項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差引き四国ガスへ転換	転換された計
今治	1	0	1	4,693
松山	15	0	15	12,339
宇和島	2	0	2	3,121
計	18	0	18	20,153

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

日付	内容	会場
11月27日(水)	普及講習会	(宇和島市総合福祉センター)
11月28日(木)	普及講習会	(松山市男女共同参画推進センター)
12月1日(日)	設備士技能国家試験	(ポリテク愛媛)
12月3日(火)	中・四国ブロック事務局会議	(広島)
12月4日(水)	第6回理事会	(えひめ共済会館)
12月6日(金)	保安業務員検定	(松山市総合コミュニケーションセンター)
12月10日(火)	支部監査	(四国中央・新居浜・西条)
12月11日(水)	四国ブロック会議	(香川)
12月12日(木)	支部監査	(今治)
12月13日(金)	支部監査	(松山)
12月13日(金)	支部監査	(大洲)
12月16日(月)	事業団専務事務局局長会議	(西予・南宇和)
12月17日(火)	支部監査	(宇和島)
12月18日(水)	愛媛県緊急連絡訓練	(宇和島)
12月19日(木)~20日(金)	LPガスお客様相談所相談員研修	(東京)

協会日誌

